

# ぐんま賃上げ促進支援金

# <u>オンライン申請マニュアル</u> 10月15日版

#### 申請を行う前に 「ぐんま賃上げ促進支援金募集要項」を必ずご確認ください

#### お問い合わせ先

ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局 プォーム

TEL : 050-6883-8771 受付時間: 9:00~17:00

(土・日・祝・お盆期間・年末年始を除く)

問い合わせフォーム:

https://tayori.com/f/gunma-chinageshien/

特設サイト:

https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/





#### 申請を行う前に必ずご一読ください。

#### 1目的

昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追い付いていないことを踏まえ県内の中小企業等の賃上げの加速化を図り、経済の好循環につなげていくため、ぐんま賃上げ 促進支援金(以下「支援金」という。)を支給します。

#### 2 支援金概要

#### (定義)

この募集要項における、用語の定義は次のとおりです。

- (1) 「賃金」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、 算定方法によってきまって支給される給与のうち、基本給をいう(諸手当は除く)。
- (2) 「公益法人、協同組合で事業規模の大きい者」とは、次に掲げるもの全てに該当する法人をいう。
  - ① 資本金の額又は出資の総額が3億円超であること。
  - ② 常時使用する従業員の数が300人超であること。
- (3) 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。
  - ① 会社役員、個人事業主
  - ② 日々雇い入れられる者
  - ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
  - ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- (4) 「個人事業主」とは、群馬県内の税務署へ開業届を提出している者をいう。
- (5) 「正規雇用労働者」とは、次に掲げるもの全てに該当する者をいう。
  - ① 期間の定めのない労働契約を締結している者であること。
  - ② 通常の労働者と同様の就業規則が適用されている者であること。
- (6) 「非正規雇用労働者」とは、(5) 正規雇用労働者以外の者をいう。
- (7) 「小規模な事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する 法律第2条に規定する小規模事業者等に該当する者をいう。

#### 申請を行う前に必ずご一読ください。

#### (1)支給対象事業者

#### 法人の場合

- ア 中小企業基本法(昭和38 年法律第154 号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で 事業を営む者であって、法人税法(昭和40 年法律第34 号)第2条に規定する法人のうち、 公益法人、協同組合及び普通法人等に該当する者であること。※1
- イ 群馬県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が 群馬県内にあること。ただし、営業実態がなく、法人住民税を免除されている者を除く。
- ウ 群馬県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用していること。※2
- エ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- オ 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は 支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- カ 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
- キ 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第122 号) 第2条 第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ク 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- ケ 会社更生法(平成14年法律第154号及び民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。
  - ※1 ただし、次の(ア)から(カ)に該当する者は除く。
  - (ア) 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者(同窓会、同好会等)
  - (イ) 特定団体の構成員又は特定職域のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
  - (ウ) 特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者(後援会等)
  - (工) 群馬県が設立した法人
  - (オ) 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体
  - (カ) 公益法人、協同組合で事業規模の大きい者

#### 個人事業主の場合

- ア 群馬県内の税務署へ開業届を提出している個人事業主
- イ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人の場合のウからケの全ての要件に該当するもの

#### 【中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者】

	中小企業基本法			小規模事業者 支援法
	中小企	業者	うち 小規模企業者	小規模事業者
業種	資本金 また	は 従業員	従業員	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	5人以下
サービス業 (宿泊業・娯楽業 以外)	5,000万円以下	100人以下	5人以下	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業				20人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下	5人以下

#### 申請を行う前に必ずご一読ください。

#### (2)支給要件

ア 支給対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者

ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

イ 賃上げ対象時期

令和7年4月1日から令和7年12月31日まで

#### ウ 賃上げ率

- (ア)対象時期において、従業員の賃金(基本給)を賃上げ月の前月と比較して5%以上 引き上げていること。
- (イ)小規模な事業者に該当する場合は、対象時期において、従業員の賃金(基本給)を 賃上げ月の前月と比較して3%以上引き上げていること。

#### エその他

- (ア) 最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。
- (イ) 引き上げ後の賃金水準を1年間継続する見込みがあること。
- (ウ) 法人の場合、パートナーシップ構築宣言の宣言企業であること。
  - ※申請時点でパートナーシップ構築宣言に会社名が公開されていない法人の場合は、 パートナーシップ構築宣言に係る事務局からの受付完了メールなどを添付すること で、登録が完了していなくても申請可能。
- (工) 賃上げを目的とする他の助成金等を受給していない、あるいは受給予定がないこと。

#### (3)支給額

ア従業員1人当たり5万円、最大40人分 (法人番号単位の申請/最大200万円) イ従業員1人当たり3万円、最大20人分 (法人番号単位の申請/アに該当する 従業員を除く/小規模な事業者に該当する場合のみ申請可能)

#### (4)申請受付期間

令和8年1月31日(土)まで。

※ただし、予算上限に達した場合は前倒しで終了。

#### 申請を行う前に必ずご一読ください。

#### 3 申請方法

特設サイト上の申請フォームから、必要事項を入力及び以下提出書類を添付

- (1) 対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- (2)賃金台帳等の写し(賃上げ月分及びその前月分の基本給を比較できるもの)
- (3) 支援金振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義等)が分かる預金通帳の写し等
- (4) その他知事が必要と認める書類

※ 特設サイトに掲載している申請方法の解説動画もご覧ください。



#### «申請方法»



# 申請書類の受理から支援金の振込まではおおよそ4週を予定しています

※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請の殺到している時期などにおいて、さらに時間を用する場合がありますので予めご了承ください。

#### (宣誓・同意事項)

申請者は、次に掲げる全ての事項について宣誓又は同意するものとし、知事は、当該宣誓 又は同意しない者には、支援金を支給しないものとする。

- (1) 上記に規定する支給対象者であること。
- (2) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- (3) 申請に係る情報について、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意すること。
- (4)虚偽や不正な手段により支援金の支給を受けた場合には、支援金を返還するとともに、 加算金を支払うこと及び県が事業者名を公表することに同意すること。
- (5) その他知事が別に定める誓約事項に同意すること。
- (6) (1) から(5) までの内容に反した場合には、支援金を返還すること。

## 申請を行う前に必ずご一読ください。

#### 4 支援金支給までの流れ(申請受付後)

- (1) 申請フォームに入力されたメールアドレスあて、事務局から申請受け付けのお知らせを送信します。
- (2) 申請内容に基づき、事務局及び県で審査を行い、確認事項等がある場合には、事務局から申請者に架電又はメール等により、連絡し、書類の修正や追加資料の提出を依頼します。
- (3)審査の結果、適当と認められた場合は、申請者に対し、事務局から支給決定通知書を送付します。なお、審査の結果、支給要件を満たしていないと判断した場合は、申請者に対し、 事務局から不支給決定通知書を送付します。
- (4) 支給決定通知を送付した申請者に対して、速やかに振込を行います。 なお、申請者の振込先口座情報に不備が存在する場合は、申請者に対し、事務局から修正 確認、再提出等を依頼をします。

#### 5 留意事項

(1)申請のみなし取り下げ

知事は、関係書類の不備により振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、 申請者の責めに帰すべき事由により確認ができない場合及び関係書類の補正等に応じない場合が 相当期間続いたときは、最初に連絡をした日から1か月を経過した日を以て、当該支援金の申請 が取り下げられたものとみなします。

- (2)支給決定の取消・減額及び支援金の返還
  - 知事は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を取消し、又は減額し、支援金の返還を求めます。
  - ア 虚偽その他不正の手段により支援金の支給を受けたとき
  - イ 支援金の支給対象となる者の要件を満たさないことが判明したとき
  - ウ 支援金の支給対象となる従業員及び賃上げ膣並びにその他要件を満たさないことが判明 したとき
  - エ その他、知事が適正でないと認めたとき
- (3)申請書類の保管

支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る経理について、その支援金支給の原因である事実を明確にした証拠書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

#### 2 オンライン申請 申請手順

#### (1)申請をはじめる前の準備

申請には以下の画像、もしくはデータが必要です。

- ① 対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ② 賃金台帳等の写し(賃金改定月及び賃金改定月の前月分の基本給を比較できるもの)
- ③ 通帳コピー (表紙)
- 4 通帳コピー(見開き)

本申請システムは、入力途中での一時保存等も可能ですがスムーズに 申請を完了させるためにも上記、必要な添付資料(画像、データ)につ いて事前に申請するPC等の端末にご準備をお願い致します。

なお、支給対象従業員が多い場合など、添付するファイルの数が大量になると データの容量が大きくなり、申請に障害が出るケースがございます。 可能な限りファイルをまとめてご準備いただけますと、スムーズにご申請いただけます。

- 例· zipファイルにまとめておく。
  - 出力した物をpdfデータでまとめてスキャンする
  - 複数の資料をまとめて写真に収める

など

法人の方は以下の準備も併せて必要です。

⑤ パートナーシップ構築宣言の登録

※申請時点でパートナーシップ構築宣言に会社名が公開されていない法人 の場合は、パートナーシップ構築宣言に係る事務局からの受付完了メール などを添付いただくことで、登録が完了していなくても申請できます。

パートナーシップ構築宣言の宣言企業であることが支給要件 となります。詳しくはポータルサイトをご確認ください。

専用ポータルサイト

登録はこちら-

https://www.biz-partnership.jp/index.html



上記をご一読いただき、添付資料の準備ができましたら 特設サイトへ移動し、申請手順に従って申請をお願いいたします。

特設サイト

https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/



#### 2 オンライン申請 申請手順

#### (2) 申請フォームへ移動

#### ①申請特設サイト



②下にスクロールし「Web申請はこちら」ボタンをクリック

#### 申請方法





申請書類の受理から支援金の振込までは おおよそ4週を予定しています

Web 申請はこちらから 🖸

#### ③申請フォームへ移動

#### 

#### (3)アカウントの作成

#### 【アカウント作成のメリット】

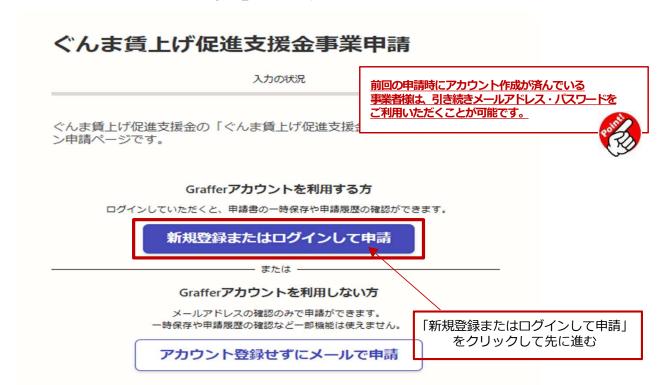
アカウントを作成(登録)いただくと、申請の一時保存ができるようになります。

一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

また、事業所が複数ある事業者が市町上乗せ分を申請する場合に、アカウントを作成(登録)している と、申請内容をコピーして申請することができます。

- ※申請事項は複数ページに及びます。アカウント登録をすると申請が途中でも一時保存が可能となります。 アカウントを作成しての申請を推奨します。
- ※前回の申請時にアカウントの登録が済んでいる事業者様のうち、申請環境に変更がない場合は、 前回のアカウントをそのままご利用いただけます。今回新たにアカウントを登録する必要はありませんので、 (4) オンライン申請手順へお進みください。
- ①「新規登録またはログインして申請」をクリック



#### ②ログイン画面



#### ③アカウント登録画面



この画面が表示されたら仮登録完了です アカウント登録時に記載したアドレスに本登録用のメールが自動送信されておりますので 受信メールをご確認ください

#### ④本登録用メール



アカウントを登録することで、申請途中で確認が必要になる場合やWEBサイトを閲覧しようとして一度申請画面を閉じたい場合などに「一時保存」が可能になります。

#### ⑤ログイン → 申請画面へ移動



#### (4)オンライン申請手順

# 1同意画面 ぐんま賃上げ促進支援金事業申請 入力の状況 ぐんま賃上げ促進支援金の「ぐんま賃上げ促進支援金事業申請」のオンライ ン申請ページです。 利用規約をご確認いただき、 同意欄にチェックをお願いいたします 利用規約をご確認ください 利用規約 [2] に同意して、申請に進んでください。 利用規約に同意する 💩 ぐんま賃上げ促進支援金事業申請 入力の状況 ぐんま賃上げ促進支援金の「ぐんま賃上げ促進支援金事業申請」のオンライ ン申請ページです。 利用規約をご確認ください 利用規約 [2] に同意して、申請に進んでください。 ✓ 利用規約に同意する 🔌

同意欄にチェックすると 申請ボタンが表示されます

クリックして申請に進んでください

申請に進む

#### ②申請者情報の入力

#### 本フォームに入力する際の注意点

ア 法人の場合、確定申告書類や履歴事項全部証明書に記載のある所在地・法人名・代表者氏名を入力し個人事業主の場合は、確定申告書類に記載のある屋号及び本人確認書類に記載のある住所・代表者氏名を入力してください。



A. 農業、林業



一時保存して、次へ進む

入力後、「一時保存して、次へ進む」 をクリックしてください。

〈戻る

#### 上乗せ支給を行う4市町への申請について

太田市・渋川市・玉村町・大泉町の4市町に事業所がある申請者様は、 群馬県の支援金申請時に、追加給付を行う4市町への申請を同時に行えます。



入力後、<u>「一時保存して、次へ進む」</u> をクリックしてください。

〈戻る

#### ③振込先口座情報の入力

#### 本フォームを入力する際の注意点

- ア 振込先口座は「申請者」本人の口座(法人の場合は法人口座)(ご限ります
- イ 振込先口座情報は「正確に」記載をお願いします。下記について必ず提出前にご確認ください。
  - Q 振込先の銀行情報や普通・当座の記載に間違いはないか?
  - Q 口座名義に間違いはないか? (通帳見開きの口座名と一致しているか?)



#### 添付書類 1

#### 振込先口座の通帳の表紙と見開きの写し

#### 添付する際の注意点

通帳のコピーは、必ず通帳の「表紙面」と「見開き面」を1部ずつコピーし提出してください。

#### 添付① 振込先口座の通帳の表紙



#### 添付② 振込先口座の通帳の見開き



#### 【重要 当座、ネットバンキングをご利用されている皆様へ】

当座、ネットバンキングをご利用されている皆様は通帳の写しを添付する事が物理的にできません。

そこで、通帳の写しに代わる書類として

①取引照合表(取引部分は黒塗り) ②口座照会ページのスクリーンショット等

カナ名義が分かるものを添付願います。

#### ④ 支給対象従業員情報の入力

#### 本フォームを入力する際の注意点

- 本フォームには申請の対象とする従業員全員の情報を入力していただきます。
- 本フォームに「対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し」の添付をお願いします。
- 「支給対象従業員数」で選択した人数に合わせた情報の入力を完了しなければ、 「入力不備」となり以降の申請に進めません。



#### ⑤必要書類のアップロード

#### 本フォームを入力する際の注意点

ア本フォームにて申請人数に対する支援金申請額に誤りがないことを再度ご確認ください。

イ 本フォームに「賃金台帳の写し(賃金改定月及び賃金改定月の前月分)」の添付をお願いします。

ウ 複数人の申請の場合は可能な限りまとめてアップロードをお願いします。 最大5件まで入力可能です。

〈戻る



#### 重要 本フォームで添付が必要な書類

#### 注意

添付書類が不足している場合は審査を進めることができません。提出前に必ず内容をご確認ください。

#### 添付書類 2

添付1 支給対象従業員に係る労働条件通知書 添付2 賃金台帳等の写し(賃上げ月分及びの写し又は雇用契約書の写し その前月分の基本給を比較できるもの)





(申請時点でパートナーシップ構築宣言に会社名が公開されていない法人の場合) 添付3 パートナーシップ構築宣言に係る事務局からの受付完了メールなど

#### 本フォームを入力する際の注意点

ア 本フォームのチェックボックスすべてにチェックがない場合、申請ができません。 必ず内容をお読みいただいたうえでチェックをお願いいたします。

✓ 確認しました

会社更生法 (平成14年法律第154号及び民事再生法 (平成11年法律第225号)等に 基づく再生又は更生手続きを行っていません。

多個

✓ 確認しました

引き上げ後の賃金水準を1年間継続します。

✓ 確認しました

パートナーシップ構築宣言を宣言しています。

✓ 確認しました

賃上げを目的とする他の助成金等を受給していません。また、受給予定もありませ

お間

✓ 確認しました

ぐんま賃上げ促進支援金の支給決定を受けた場合、事業者名が公表されることに同意

お加

✓ 確認しました

群馬県から申請内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じ、協力します。また、群馬県から追加書類提出の求めがあった場合は、これに応じ、協力しま

✓ 確認しました

申請書類に記載された情報は、関係行政機関(税務当局、警察、保健所等)の求めに 応じて提供することに同意します。

✓ 確認しました

ぐんま賃上げ促進支援金に独自の上乗せを行う市町村の支援金にも申請する場合、当 該市町村へ申請情報が提供されることに同意します。

✓ 確認しました

虚偽や不正な手段により支援金の支給を受けた場合には、支援金を返還するととも に、加算金を支払うこと及び県が事業者名を公表することに同意します。

✓ 確認しました

(※1) 公益法人、協同組合等で事業規模の大きい者とは、次に掲げるもの全てに該 当しない法人をいう

① 資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること。

② 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

(※2) 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ 解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ① 会社役員、個人事業主 ②日々雇い入れられる者
- ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

#### ぐんま賃上げ促進支援金申請

入力の状況

入力フォーム

#### 宣誓・同意事項

中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者の範

囲で事業を営む者であって 法人税法 (昭和40年法律第34号) 第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同 組合等及び普通法人に該当します

ただし、次の(ア)から(カ)に該当しません。

(ア) 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者(同窓会、同好会

(イ) 特定団体の構成員又は特定職域のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目 的とする者

(ウ) 特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者(後援会等)

(工) 群馬県が設立した法人

(オ) 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体

(カ) 公益法人、協同組合等で事業規模の大きい者(※1)

✓ 確認しました

群馬県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所 が群馬県内にあることに該当します。

ただし、営業実態がなく、法人住民税を免除されている者ではありません。

✓ 確認しました

群馬県内の事業所に常時使用する従業員(※2)を1人以上雇用しています。

日本の

✓ 確認しました

国税及び地方税の滞納はありません。

✓ 確認しました

過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又

は支給決定の取り消しを受けたことはありません

✓ 確認しました

過去5年間に重大な法律違反等はありません。

風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号) 第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。

✓ 確認しました

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又はその構成員 (暴力団の構成 団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過し ない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体又はこれらと密接 な関係はなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません

> 記載されている内容を全てお読みいただき 全てのチェックボックスにチェックを入れてください。

一時保存して、次へ進む 〈戻る

全てのチェックボックスに チェックを入れた後、 「一時保存して、次へ進む」 をクリックしてください。

#### ⑦申請内容の確認 → 申請完了

申請内容の確認 申請者の情報 100 事業者情報 Z 888 #286 as ---PG10 ME MIRAS 1 100 RHENTSGERR AN E-206 ... 1 88 Z 885 --口田名英 (力ナ名英) 本来 963E-(88) \*\* THE CONTRACTOR TO



これまでフォームに入力した内容が すべて表示されます。 漏れ、誤りがないか、再度ご自身で

ご確認をお願いいたします。

申請額 NBSERR-54,0007 HARR 宣誓·問息奉項 東京しました 1 88 **単語しました** / 855 BELTLE. 1 88 Z 888 BELTUE 東京してした WILTLE. / IEE 明さしてした / 855 を こしました / IEE Z 855 **申示してした** Z 100 Z 886 **申切してした** 

本フォームにて支給対象従業員数の変更をする場合は、次の の頁の <mark>注意事項</mark> をご確認いただいたうえで編集をおこなってください。 申請内容に誤りが無ければ 「この内容で申請する」をクリック

\* 申請完了

#### 申請完了です。お疲れ様でした。

**通知3ビー (税制を) ※ 通知 (センフ)L用) 300 [2**]

※できる限り申請者の皆様の手間を減らせるよう事務局としても努力をしております。

今後の同種の事業時の参考にさせていただきたく、 ぜひアンケートへのご協力をお願いいたします。

#### 

#### 申請内容確認画面で申請人数の変更をする場合の注意点

「支給対象従業員数」を変更した際に、自動的に最後に入力した方の情報が削除されます。このページにて人数変更をされた場合は「編集」ボタンを押し、改めて正し、消耗に入力しなおしていただくようお願いいたします。

#### 【例1】】

4月

半角数字

200000

190000

賃金額(基本給)引上げ月(A) 888

賃金額(基本給)引上げ前月(B) 😹

支給対象従業員数「2人」で申請をしたが、詳細情報で「3人分」の従業員情報の入力をした。 この場合、3人目の情報は<mark>自動的に支援金申請額の対象から外されます。</mark> 3人分の申請が必要な場合は、詳細情報に3人目の入力をおこなってください。

# 文給対象従業員数を「2人」で入力 入力フォーム 従業員情報 文給対象従業員数 ※ ② 労働値的、裁領規則等によってあらかじめ定められている文格条件、算定方法によっ にきょうとなれているはもかじゅうかり、数本があないの、指す面は多へ) 詳細情報 ※ (高元206至下入の項) 詳細情報 ※ (高元206至下入の項) 「作目 詳細情報 従業員氏名 ※ 「単一規一の 正規・非正規の別 ※ ② 正規 ③ 正規 ⑤ 正規 ⑤ 正規

#### 支給対象従業員数を1人目~3人目まで入力



#### このまま内容確認画面へ進むと・・・



支援金申請額は「支給対象従業員数」の項目で選択した 人数分のみ算出されます。 50,000円×2人 = 100,000円の支給

あと17件まで追加できます



従業員数3名が正当の場合は、<mark>内容確認画面</mark>の「支給対 象従業員数」を3人へ変更してください。

### 正常に申請が完了すると、自動返信にて到達確認通知がアカウント登録時に設定したメールアドレスに届きます。

ぐんま賃上げ促進支援金事業申請 申請受け付けのお知らせ



#### noreply@mail.graffer.ip

「ぐんま賃上げ促進支援全事業申請」の申請を受け付けいたしました。 申請内容を確認後、順次処理を行いますので今しばらくお待ちください。

#### 【重要】

申請終了後、不正な申請や営業実態の調査のため、一部の事業者を対象に調査を実施する場合がありますので、 本給付金の申請に使用した必要書類や申請内容については、必ずコピーや写しをとり、 2029年3月31日まで保管いただくようお願いします。

■申請の種類

ぐんま賃上げ促進支援金事業申請

■申請日時

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。 https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/application

■事務局情報

事務局名:ぐんま賃上げ促進支援金申請事務局

電話番号: 050-6883-8771

営業時間:9:00~17:00 (土日祝日・お盆期間を除く)

メールアドレス: info@gunma-chinage.jp

- ※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
- ※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーがぐんま賃上げ促進支援金公式サービスとして運営しています。
- ※ ご不明点やご質問は、ぐんま賃上げ促進支援金で受け付けています。ぐんま賃上げ促進支援金まで直接お問い合わせください。
- ▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー

Copyright © Graffer, Inc.

- ※本メールは正常に申請が事務局に届いていることをお知らせする自動送信のメールです。
  ※これをもって「申請受理・受付完了」となります。
- メールが届かない場合は、申請が完了できていない、申請時の情報に誤りがあるなどの可能性が考えられますので、事務局(050-6883-8771)までご連絡をお願いします。

#### 参考 申請内容の確認

	申請を取り下げるこの申請をもとに新規申請
申請基本情報	申請内容
申請先	
ぐんま賃上げ促進す	支援金
対応ステータス	
受付済	
手続き名称	
ぐんま賃上げ促進す	支援金事業申請
申請者情報	
種別	法人
法人番号	000000000000
メールアドレス	
受付日時	

#### 申請後に申請内容を確認したい場合

- 本システムに再度ログインをする
- 申請後に届く 申請受付のお知らせに記載のURL

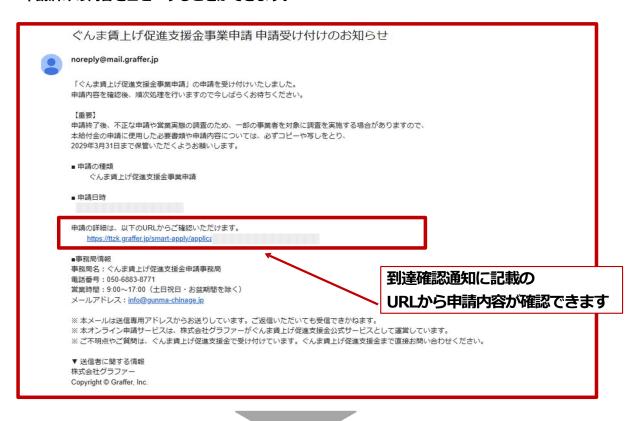
にて、事後に確認する事が可能です。

ぜひご利用ください。

- ■申請者数が21名以上の場合
- 申請事業所が複数ある場合 は次ページ以降をご参照ください。

#### 申請事業所が複数ある場合・申請者数が21名以上の場合

申請事業所が複数ある場合は、事業所単位での申請をお願いいたします。 申請者数が21名以上の場合は20名分の申請完了後、新規で追加分の申請をお願い致します。 申請完了後、申請情報の確認ページにある「この申請をもとに新規申請」をクリックすると、 申請済みの内容をコピーすることができます。





#### 市町村連携

#### 太田市び・渋川市び・玉村町び・大泉町びが上乗せを実施

※県の支援金の申請時に、上記、4市町への申請を同時に行えます。

詳しくはオンライン申請マニュアルを必ずご覧ください。

※上乗せ分の審査状況・振込時期等については、各市町村にお問い合わせください。

群馬県の支援金を申請すると、各市町への申請も同時に完了いたします 支援金の概要については、各市町の担当者へお問い合わせください

#### 太田市

**URL:** 

https://www.city.ota.gunma.j

p/page/1045347.html

担当部署:産業政策課(経営支援係)

電話番号:0276-47-1846(直

通)



#### 渋川市

**URL:** 

https://www.city.shibukawa.lg.jp/sangyou/todokede/jyoseikin/p0

12189.html

担当部署:産業政策課

(商工・産業振興係)

電話番号:0279-22-2596



#### 玉村町

**URL:** 

https://www.town.tamamura .lg.jp/docs/2021031500015/

担当部署:経済産業課 商工労働係

(勤労者センター)

電話番号:0270-65-7144



#### 大泉町

**URL:** 

https://www.town.oizumi.gunma.jp/s019/jigyo/020/080/202506

06161800.html

担当部署:住民経済部 経済振興課

電話番号:0276-63-3111



# MEMO

#### お問い合わせ先

#### お問い合わせ ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局

TEL: 050-6883-8771 受付時間:9:00~17:00

(土・日・祝・お盆期間を除く)

問い合わせフォーム: https://tayori.com/f/gunma-chinageshien/

特設サイト:

https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/



特設サイト

